

◎災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

(平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号)(参)

一、提案理由(平成二三年八月一〇日・参議院本会議)

○松下新平君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

東日本大震災により、多くの被災者が職を失い、あるいは生業の継続が困難となっております。加えて、東日本大震災を起因とするいわゆる二重ローン被害も深刻であります。

現在、支給されている災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金のいずれも債権者による差押えを禁止する規定を欠くため、差押えを受ける可能性があります。弔慰金、見舞金、支援金は制度の目的に、義援金は寄附した方の意図に照らして、被災者自らの明日への第一歩のために使われるべきものであります。

このような趣旨から、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案では、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととするとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととしております。

……………(略)……………

以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、両法律案は、昨九日、災害対策特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二三年八月九日)

政府は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律及び東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律の施行に当たり、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

強制執行に当たり差押えが禁止された金銭であることを特定・識別することが可能となるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金について都道府県及び市町村等が発行する証明書類等の実情を調査した上で裁判所と情報の共有を図るなど、本法の適切な運用がなされるよう努めること。

右決議する。

二、衆議院災害対策特別委員長報告(平成二三年八月二三日)

○吉田おさむ君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

災害弔慰金法及び被災者生活再建支援法の一部改正法案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、受給権を差し押さえ禁止債権とし、被災者へ支払われた金銭自体も差し押さえ禁止動産とすること、

……………（略）……………

を定めようとするものであります。

両案は、いずれも参議院提出に係るもので、去る十日本委員会に付託され、本日、参議院災害対策特別委員長から提案理由の説明を聴取し、採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注） 参議院においては、委員会の審査は省略された。